

2013年度自治体キャラバン行動 寝屋川市回答

要望項目	回答	担当課
<p><b>1. 国民健康保険・救急医療について</b></p> <p>① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げること。                      保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。                      一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。                      減免制度については住民の多くが知らないことを前提としホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。                      (今年度の減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。)</p>	<p>①一般会計からの繰入金につきましては、ルールに基づき繰入れを行っております。                      国民健康保険料につきましては、加入されている被保険者の医療費の総額から、国・府の支出金などの歳入を差引いた額を賄うため、法及び条例に基づき算出しております。                      保険料の減免につきましては、寝屋川市国民健康保険の保険料の減免に関する要綱に基づき実施しており、今後もこの規定の中で実施してまいります。                      一部負担金減免につきましては、公平性の観点から、国基準に沿った運用を図ってまいります。                      同制度についてはホームページに記事掲載を行いつつ、窓口対応を基本として、今後もきめ細やかな対応をしてまいります。</p>	<p>保険事業室</p>
<p>②「給付と収納は別」であることを徹底し、滞納があっても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。                      子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。</p>	<p>②資格証明書等の発行につきましては法に基づき、被保険者間の負担の公平を図るため措置しているものであり、理由も無く保険料を滞納している世帯には、今後も実施してまいります。                      高校生世代までの対象者には短期被保険者証を交付しております。</p>	<p>保険事業室</p>
<p>③ 滞納処分については法令を順守し、処分前には必ず面談し生活全般の相談に乗ること。                      滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。                      地方税法15条・国税徴収法153条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合は滞納処分の停止を行うこと。                      生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。</p>	<p>③滞納処分を実施するに当たり、法令を遵守することは当然のことであり、事前の納付折衝を十分に行った上で滞納処分を実施しております。                      また、生活保護世帯等につきましては、十分調査の上、滞納処分の停止も含め適切に対応しております。</p>	<p>保険事業室</p>
<p>④ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。</p>	<p>④事務執行に必要な通知等の情報については、室内で共有しております。</p>	<p>保険事業室</p>
<p>⑤ 国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと</p>	<p>⑤生活保護担当課とは、連携・情報共有を行っております。</p>	<p>保険事業室</p>
<p>⑥ 国民健康保険運営協議会は住民参加・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえでホームページでも公開とすること。</p>	<p>⑥運営協議会は、公開し傍聴も可能であり、資料についても閲覧及び複写をすることができます。(複写は実費負担)                      また、会議録及び資料については、ホームページで公開しております。</p>	<p>保険事業室</p>
<p>⑦ 広域化支援方針で大阪府が「共同安定化事業」の算定方法を一方的に決めたことにより多くの自治体が交付より拠出が大幅に上回る事態となり保険料値上げにつながっている。                      また、府の調整交付金の配分方法も小規模自治体に不利になる。2015年からの共同安定化事業の全医療費への拡大を前に市町村と十分に調整するよう大阪府に強く意見をだすこと。</p>	<p>⑦大阪府に対しては、従前より保険財政共同安定化事業に対する激変緩和措置をはじめ、財政調整交付金による支援の充実等を要望しており、今後も引き続き行っております。</p>	<p>保険事業室</p>
<p>⑧ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。</p>	<p>⑧福祉医療助成に対するペナルティ分に関する国庫補助の減額については、国に中止するよう引き続き要望してまいります。                      また、一般会計からの繰入金につきましては、ルールに基づき行っております。</p>	<p>保険事業室</p>

要望項目	回答	担当課
<p>⑨救急医療の充実を図ること。 災害拠点及び公立病院の災害時医療体制の充実を図ること。 また、防災対策として、災害時の医薬品、医療材料、水、食料、燃料等の備蓄など現状を把握すること。 消防職員を増員すること。 基礎自治体として補助金等の措置により、地域の救急医療に責任を果たすことに、国・府に対しても要望すること。</p>	<p>⑨救急医療体制については、「大阪府保健医療計画」に基づき、北河内医療圏において初期救急、二次救急および三次救急の連携体制を確保し、さらなる充実に努めてまいります。 災害時の医療体制につきましては、市内の医療機関等と協議し体制の充実を図るよう努めてまいります。</p> <p>食料、固形燃料等の備蓄につきましては、市内小中学校12校に備蓄しており、使用期限のあるものなど年次的に入れ替えなどしております。 消防職員につきましては、枚方寝屋川消防本部におきまして、業務量に見合った適正な職員配置を行っているものと考えております。</p>	<p>健康増進課</p> <p>危機管理室</p>
<p><b>2. 健診について</b> ①特定健診は国基準に上乗せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。 費用は無料とし受診しやすいものとする。 近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。</p>	<p>①平成20年度より、尿酸、クレアチニンを上乗せしており、さらに平成25年度より心電図・貧血検査を市独自の基準で拡充実施しております。 費用については市民税非課税世帯および65歳以上は無料としております。</p>	<p>保険事業室</p>
<p>②がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。</p>	<p>②各種がん検診等は、集団検診として、胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮がん検診・前立腺がん検診・骨密度検診・肝炎ウイルス検診を実施しております。 また、市内委託医療機関において、子宮がん検診及び大腸がん検診を実施しております。 特定健診との同時受診は、子宮がん検診及び大腸がん検診の委託医療機関で受診することができます。</p>	<p>健康増進課</p>
<p>③人間ドック助成を行うこと。</p>	<p>③平成7年度より人間ドック受診費用の助成制度を設けております。</p>	<p>保険事業室</p>
<p>④日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。</p>	<p>④一部委託医療機関により、土日・夜間の健診についても実施されています。</p> <p>休日検診として、乳がん検診及び肺がん検診、胃がん検診において、各年1回実施しております。</p>	<p>保険事業室</p> <p>健康増進課</p>
<p><b>3. 介護保険について</b> ①一般会計からの繰り入れで介護保険料（基準額）を引き下げること。 第1,2段階を引き下げること（基準額の0.3程度以下とすること）。 国負担で低所得者の介護保険料軽減を行うよう求めること。</p>	<p>①一般会計からの繰り入れで介護保険料の引き下げの事については、国・府より適正でないとの指導を受けております。 市独自の介護保険料の減免制度については考えておりません。低所得者の介護保険料軽減については、国に要望しております。</p>	<p>高齢介護室</p>
<p>②国庫負担割合の引き上げを国に求めること。</p>	<p>②国庫負担割合の引き上げについて、国・府に対して介護保険制度の抜本的な見直しを行い、保険料基準額が高額とならないよう、要望しております。</p>	<p>高齢介護室</p>
<p>③給付範囲の縮小（軽度者等の保険給付範囲縮小）及び利用者負担増を行わないよう国に求めること。 軽度者受け入れのための介護予防生活支援事業は今後も導入しないこと。</p>	<p>③給付範囲の縮小及び利用者負担増については、今後も国の動向を注視しながら、保険者として介護保険制度を適正に運営できるよう、引き続き、国に要望してまいります。 介護予防生活支援事業については、今後も国の動向を注視します。</p>	<p>高齢介護室</p>

要望項目	回答	担当課
④国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、資産要件を盛り込まないよう国に求めること。	④本市では、国及び大阪府に対し、低所得者に対する利用料の軽減策について、総合的かつ統一的な対策を講じるよう要望しております。	高齢介護室
⑤行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。 大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。	⑤本市では、必要なサービス見込量の推計等に基づいた「寝屋川市高齢者保健福祉計画（2012～2014）」を策定し、また大阪府とも協議のうえ、適正な施設整備を進めています。 また、サービス付き高齢者向け住宅等につきましては、大阪府主導のもと、利用者保護の観点から適正に運営ができるよう連絡、調整していきます。	高齢介護室
⑥不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。	⑥介護保険サービスの算定については、利用者の立場にたって適切に判断しております。	高齢介護室
⑦監査指導の権限委譲をうけた自治体については人員を確保しきめ細かく懇切丁寧な指導ができるようにすること。 指導の内容は形式的・行政的な締めつけや報酬返還を目的にしたものではなく事業者を育成しよりよいケアをすることを目的とすること。	⑦居宅サービス事業者に対する監査指導については、適切に実施していきます。 また、指導内容については利用者保護及び事業者育成の観点から、介護事業者が適正な運営ができるよう指導していきます。	高齢介護室
⑧ケアプランチェックはケアマネとの双方向の気づきをうながしケアマネジャー育成を目的とし、報酬返還やサービス抑制を目的とした指導はしないこと。	⑧ケアプランチェックについては、介護給付を適正にするために計画的に行っていきます。	高齢介護室
⑨障害者の65歳問題が深刻である。利用者負担については障害者・高齢者とも非課税世帯は無料とする制度を検討し、それまでのサービスから縮小されないよう施策を講じること。	⑨本市では、国及び大阪府に対し、低所得者に対する利用料の軽減策等について、総合的かつ統一的な対策を講じるよう要望しております。	高齢介護室
<b>4. 生活保護について</b> ①ケースワーカー増員分の交付税を使って正規職員の国の基準どおりで配置し、有資格で経験を重視した人事配置を行うこと。 ケースワーカーの研修を重視すること。 窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。	①ケースワーカーの配置については、被保護世帯の実態に応じた支援が行えるよう毎年拡充し、生活保護の適正実施に努めています。 また、就労支援等の相談業務にあたる専門知識・経験を有する支援員の配置等、多様な雇用形態を活用し、支援体制の充実を図っています。	保護課
②埼玉県三郷(みさと)市での裁判判決もふまえ、申請権を保障すること。 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにし、「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。 (懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。	②「生活保護のしおり」は、生活保護の基本的な考え方、保護の原則、資産・能力の活用等について分かりやすく説明したものを窓口配置し、相談・面接時に活用しています。 申請用紙については、窓口で申請者の相談をお受けし、事情を十分お聞きしたうえで、申請の意思のある方にお渡ししています。	保護課
③申請時に違法な助言・指導はしないこと。 実態を無視した就労指導の強要はしないこと。 就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。	③生活保護実施要領に基づき、適正に対応しています。 厚生労働省から無料職業紹介事業所の認可を得て、職業紹介を実施しています。	保護課
④通院や就職活動などのための移送費(交通費)を支給すること。 移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。	④本市しおりに明記しています。	保護課

要望項目	回答	担当課
<p>⑤国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。  当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時などに「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。  医療機関を一か所しか認めないなど健康悪化を招く事態をつくらないこと。  子どものいる生活保護受給世帯には無条件で医療券を発行すること。  以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。</p>	<p>⑤本市では、受給者の生活実態に応じて、「夜間休日緊急用医療受診者証」を交付しています。</p>	<p>保護課</p>
<p>⑥枚方市自動車保有裁判判決を踏まえ、障害者の自動車保有は「通院」のみならず、生活全般において、自立のために必要であれば保有が認め、「しおり」などにも記載すること。  生活および仕事上で自立のために必要な場合は保有を認めること。</p>	<p>⑥生活保護実施要領に基づき、適正に対応しています。</p>	<p>保護課</p>
<p>⑦警察官OBの配置はやめること。  尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。</p>	<p>⑦今後とも、生活保護制度の適正実施に努めます。</p>	<p>保護課</p>
<p><b>5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて</b>  ①子ども医療費助成制度は、2012年4月段階で1)全国1742自治体中950自治体(55%)が完全無料、2)1293自治体(74%)が所得制限なし、3)752自治体(43%)が通院中学校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件を全てクリアーしている自治体は1つもなく、これはいかに子どもたちが大事にされていないかという証拠である。  一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。  大阪府に対して全国なみに制度拡充をすすめるよう強く要望すること。</p>	<p>①平成23年9月より、入院・通院とも小学校卒業まで拡大し、所得制限の廃止を実施しております。  また、大阪府に対しては、対象範囲の拡大等も含め、制度の拡充を引き続き要望してまいります。</p>	<p>保険事業室</p>
<p>②いまだ全国最低レベルの妊婦検診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること</p>	<p>②妊婦と胎児の健康管理の充実及び妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図るため、平成25年度より妊婦健康診査助成限度額を12万円(回数14回)としております。</p>	<p>健康増進課</p>
<p>③就学援助の適用条件については生活保護基準1.3倍以上とし、所得でみること。  通年手続きが学校以外でもできるようにすること。  第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育所と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。  来年度は生活保護基準引下げが予想されるので、生活保護基準をもとにしている自治体は現在の対象者切り捨てとならないよう対策をとること。</p>	<p>③就学援助の適用条件につきましては、府内各市の実施状況等を踏まえ、設定しております。  申請手続きにつきましては、従前より教育委員会で受付手続きを実施しております。  第1回支給につきましては、前年所得の確定後、できる限り速やかに支給しております。  府内各市の実施状況等をはじめ、総合的な見地から対応を判断いたします。</p>	<p>教育総務課</p>
<p>④子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。</p>	<p>④子育て世代支援としては、現在、地域子育て支援センター事業や、地域交流事業などを実施しております。</p>	<p>こども室</p>